

Hair Surgery & Medicine

日本医学脱毛学会雑誌

The Journal of Japan Society of
Hair Surgery & Medicine

特集 脱毛患者の心理とそのサポート

June 1994

Volume 1

Number 2

2



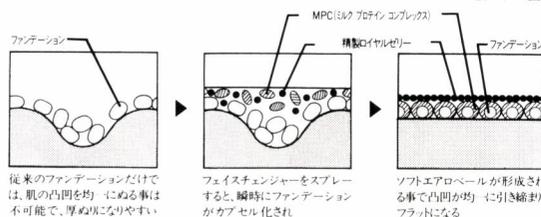
初めての、透明ミストファンデーション

かたち
型から若々しい顔に変える、新テクノロジー誕生



パリと東京の研究所で共同開発
独自の变身機能・成分配合に成功
世界に先駆け、MPC(ミルクプロテインコンプレックス)と
独自成分のエアロ化に成功。ソフトエアロベール
が地肌を変化させながら、シワ・タルミ・シミ
を目立たなく見せ、引き締まった若々しい
容貌に、一日中つくり変えます。従来のカラー
ファンデーションにプラスするだけで、いままで
に得られなかった变身を実感。補正ランジェリー
のような整顔効果を実現します。

(リメモ・フェイスチェンジャーの働き)



従来のファンデーションだけでは、肌の凸凹を均一にめる事は不可能で、厚塗りになりやすい。

フェイスチェンジャーをスプレーすると、瞬時にファンデーションがカプセル化され

ソフトエアロベールが形成される事で凸凹が均一に引き締まり、フラットになる

Rememo
**Face
Changer**

リメモ・フェイスチェンジャー
クリアミストタイプ
50ml 9,800円(税抜)

天然成分(精製ロイヤルゼリー・ミルクプロテイン・精製ハチミツ)配合

無香料・無着色 アレルギーテスト済み
すべての人にアレルギーが起きないというわけではありません。



KEN PRODUCT

ケン・プロダクツではリメモシリーズをはじめ、新分野〈物理機能性化粧品〉の開発に取り組んでいます。

●お問い合わせ、資料請求は——ケン・プロダクツ株式会社 〒107 東京都港区南青山2-6-12アヌシー青山3F TEL.03-3404-6801(代表)

	巻頭言
2	みんなで学会を発展させよう

	総説
4	認定脱毛士制度の現状と近未来

	研究
8	ブレンド脱毛講習を受講して —小林式絶縁針使用方法との違い—

	特集
11	はじめに

	特集 1
12	初回来院時の脱毛患者の気持ちとその援助

	特集 2
14	脱毛患者の心理とそのサポート

	特集 3
16	脱毛を希望する患者に、何がしてあげられるか。

	特集 4
18	アンケート調査をもとに(問題点と対策)

	特集 5
20	日本医学脱毛協会事務局アンケート結果

	脱毛施設詳見
22	徳島皮フ科クリニック附属脱毛センター

25	Q&A
----	-----

	認定委員会だより
26	脱毛士認定委員会開催のお知らせ

	事務局だより
30	認定指導施設のお知らせ

	指導士だより
31	魅力ある認定脱毛士制度を

	投稿規定
32	Hair Surgery & Medicine 投稿規定

33	役員一覧・編集後記
----	-----------

みんなで学会を発展させよう

理事 有賀昭俊

夏も間近の暖かい日が続き、手足が露出した衣類を着る季節になりました。見る方としても、健康的な手入れの行き届いた小麦色の肌は羨ましいくらいに美しいものです。露出された肌には、むだ毛がないほうが美しく感じられるのは、現代人の感覚なのでしょう。ないと「みにくい」と思われるのは〈毛〉、ありすぎても「みにくい」のも〈毛〉です。私たちは多すぎて醜い〈毛〉を目の敵にして抜いています。毛はなぜ生えているのでしょうか？動物の毛は、一般に寒いところの動物ほど長く厚い毛が発達しているのを見ると、第一に保温作用といえます。人の頭の毛は保護のためでしょう。眉毛は汗が目に入らないように、睫毛は異物が目に入らないように、鼻毛は異物が鼻に入らないようにと、生えている理由がはっきりしているものもあります。頭部以外に人間の毛の生えている理由は現代人でははっきりしなくなったものが多いようです。身体の毛は、四つん這いになったときに身体にかかった雨などが地面に流れやすいように地面に向かって生えています。手足や、背中、胸毛などは、これが残ったものでしょう。陰毛や腋毛はどうでしょう。動物では擦れ合うところであり、特に陰部は、目立たせるためと、使うときに不便なので、人とは逆に毛が薄くなっています。人は、体毛は退化したために、局所を目立たせるためと外傷から保護するために濃くなったのでしょうか。色々考えてみると人の〈毛〉には不思議がいっぱいです。人間毛は今の状態が進化した結果としたら、今後人間の毛はどのように進化するのでしょうか。頭がはげるのは、人間だけのようです。毛がなくなるのが進化なら、だんだん毛が薄くなって毛は不要のものとして、消失するかもしれません。将来、脱毛の技術は必要なくなるかもしれません。人間の毛は、どのように薄くなってきたのでしょうか。人間の歴史は、100万年とも200万年とも言われますが、精密な絵や書物で記録があるのは、せいぜい2—3千年くらいのもので。日本、中国の古書の武勇伝などにでてくる武将は、挿し絵などによると体格が良く、立派な髭をたくわえた毛深い人が多いようです。このような「ごつい」人がもてた時代は去り、現在は、男性の女性化とも言われ、胸毛はおろか髭まで嫌われる時代になってきました。このように毛について考えてみるときりがありません。

ところで、現代人の毛に対する悩みを解決するには、どのような方法があるのでしょうか。皮膚科の外来患者を見ても、脱毛症で悩む人が多いように見えます。事実「円形脱毛症」は、薬物療法と理学療法は健康保険による治療が認められています。しかし手術は適応にならないと明記されています。甲状腺機能低下や、男性型禿頭症などの場合、原疾患の

治療以外健康保険では治療できません。育毛、養毛などの研究は、世界中の医薬品会社、化粧品会社、医師などが先を争って行っていますが、なかなか有効な方法が見いだせないようです。

瘢痕脱毛は、毛根がないため手術的に植毛するしか有効な方法がありません。広範すぎて植毛が無理な場合は、人工の毛を植え付けたり、髪を用いたりします。直接皮膚に植え付けた人工の毛は、長い間に折れたり、抜けたりするため、追加植毛が必要になります。その度に瘢痕化が進み、皮膚が醜く面皰状になったり、次の植毛がしにくくなったりします。毛に結びつける増毛法は、結びつけられた毛が抜けるとなくなるし、毛が伸びた時にどう対処するかが問題でしょう。このような脱毛に対する問題も、本学会の将来の研究課題とすべきでしょう。

さて話題を毛のありすぎるの問題として、脱毛の話に移りましょう。永久脱毛は、今の所睫毛乱生の場合を除いて健康保険の対象になりません。しかし、四肢の露出部や、口唇に濃い毛が密集して生えている若い女性を見ると可愛想と思います。殊に、生活保護の人、医療保護の人、障害者、母子家庭の人などは自費でなく脱毛が出来るようにしてあげたいとも思います。しかし良く考えると、一度保険扱いにすると、程度の差の境界を線引きするのが難しいでしょう。数十年前ノーベルコロナ等を用いて皮膚科の医師が脱毛術を行っていました。私も皮膚科に入局した頃には、先輩に脱毛法を教えてもらいました。その時は、興味がなかったわけではなかったのですが、形成外科の手術手技などを覚えるのに躍起となり、脱毛術を精力的に行わなかったのは、いまになって後悔しています。また、私が若かった頃には、美容外科どころか、形成外科の、よりきれいな手術の傷痕をという考えさえ邪道視されていたのです。今は美容外科も標榜科となり、一人前の科として認められました。日陰者でなく、おおっぴらに美を追求できるようになったのは喜ばしいことと思います。

さて、脱毛を積極的に行いたい医師は、動機の一部に経済的理由もあると思いますが、一度始めたら、脱毛士を数多く育てて脱毛の分野を発展させてほしいと思います。残念ながら、看護婦自体が、病院を自由に移るのを当然とする、他の業種に見られないようなフリーターの考えをもった人が多いのを見逃すことは出来ません。それ故、一部の看護婦が、看護婦として働いているよりも収入がいいという理由だけで脱毛をしているのは、残念に思います。脱毛士の資格を取ったら、「自分に患者さんがついて」「頼られている」という、自覚と使命を十分に認識して、中途半端で投げ出すことのないようにかんばってほしいと思います。

せっかく学会として活動を始めたところです。学会員として責任をもって活動をするとともに、多くの脱毛士を養成し、脱毛できる施設が増え、脱毛士による脱毛が、全国どこでも出来るようにしたいと思います。

認定脱毛士制度の現状と近未来

理事長 玉田伸二

- 認定脱毛士制度
- 試験制度

1. はじめに

現行の認定脱毛士制度の目的は次の3つであった。

- (1)多毛症患者に確かな永久脱毛技術を提供すること。
- (2)脱毛業務に従事しようとする医療従事者の研修目標を与えること。
- (3)非医療機関での公的脱毛制度発足の試みに対抗すること。

特に(3)に対しては、当時の羽田日本医師会会長が厚生省に、(非医療機関での公的脱毛士制度に対して否定的な)意見書を提出していただいたこととあいまって非常にタイムリーなことであった。

現行の認定制度は福田金壽先生が中心となって、当時の役員の非常な努力で作られたものである。しかし、どのような優れた制度であっても、時代とともに認定制度もより良く、より高い方向へ変化していくのは当然のことである。

なお、以下の考えは現在玉田一個人の考えであり、理事会承認を経たものではないことを付け加えておく。この文章により、本紙 Q&A などにより議論が活発となり、試験制度導入委員会が形成されることが私の望みである。

2. 現行制度での問題点

現行制度では前後期研修での各最終単位が脱毛技術の確認となっている。この2回のチェックの責任は担当指導士1名が負っている。研修生・その施設管理医師と指導士の人間関係上、失格を言い渡すことは極めて指導士の精神的緊張を高める。

また、この研修終了だけでプロとして脱毛実務につけるものは極めて少ない。教育を受けたことと、プロとして実務ができるということは別レベルのはなしである。例えば、車の運転で教習所に通っただけではプロとしてタクシーの運転できないことと同じである。

3. 新制度の概略

現行の書類審査だけでなく、実際に脱毛のプロとして患者さんに対応できることを審査する点に重点を置いて考えた。以下、そのステップである。

- (1)認定指導士・院内指導士による前期研修
- (2)50～100時間のモデルでの自己練習

(3)脱毛士認定試験

- 技術試験(L 針、1/2秒×2、1時間400本以上、正確にできるレベル)
- 口頭諮問(下肢脱毛患者さんの日常的質問に正確に答えられるレベル)
- 試験官：異なる施設の指導士2名と学会理事1名
- 試験会場：各地

(4)書類提出

(5)認定脱毛士(仮称)として認定

(6)下肢脱毛の実務につく

(7)認定指導士・院内指導士による後期研修

(8)50～100時間のモデルでの自己練習

(9)高等脱毛士認定試験

- 技術試験(部位は腋窩・顔など下肢以外)
- 口頭諮問(脱毛患者さんの日常的質問に正確に答えられるレベル)
- 試験官：異なる施設の指導士数名と学会理事数名
- 試験会場：全国主要都市

(10)書類提出

(11)高等脱毛士(仮称)として認定

(12)下肢以外の脱毛実務にもつく

4. 新制度の利点と問題点・その対応

表1にまとめた。圧倒的に利点が多い。しかし、予想される問題点もあり、その対応を次に述べる。

- A. 試験が不愉快：試験を受けることはもちろん不愉快なことであるが、認定脱毛士の社会的地位を高めることにつながると理解いただきたい。自分の技術を試したいという positive thinking をもっていたきたいと思う。
- B. 高等脱毛士試験を受けるときに出張が必要：日帰りが可能な日程や場所を考え、女性が出張しやすい平日を選びたいと考えている。
- C. 試験に伴う経費：未熟な状態で脱毛実務につけたことによって、患者さんが来院しなくなったり、せっかく研修を受けた職員が退職したりすることを考えるとどうであろうか？管理医師の経済的負担もかえって少なくなることが予想される。

- D. 実技試験会場の確保：すでに日原先生に場所の提供を承諾していた
だいている。
- E. 試験官の出張業務：ある程度経済的援助は必要と考える。
- F. モデルさがし：受験者同志でモデルになったりすることによってどうにか
なるのではないか。

5. 従来の認定制度との位置決め

そのまま高等認定脱毛士に移行する経過処置がよいのか、(新)認定脱毛士に移行し高等認定脱毛士試験を受けていただくのがよいのか難しい問題である。理想は前者、現実には後者といったところだろう。

6. 更新制度の見直し

現行の更新制度は、研究会への出席と、学会員が長をつとめる医療機関で現在脱毛業務についていることの証明が必要。有効期限は2年である。若松会長より、5年にして、実技試験で再チェックすべきとのご意見をいただいている。私も賛成である。研究会への出席・研究会での発表・学会雑誌への投稿なども点数化すべきだろう。会員のところで所属しているかどうかは、1年に1回、准会員の会費振込用紙に、院長の証明印をいただくとうまいだろう。

7. 認定脱毛士の移籍問題

研修費・認定費用・准会員の会費・更新費用などを脱毛士が自己負担できるような状態にならない限り、非会員の医療機関へ移籍時に資格喪失するのはしかたがない。しかし、いつまでもそのような状態で良いとは思わない。管理医師が脱毛士に対していかに魅力的な待遇を与えることができるかが将来必要になってくるであろう。

●表1	利点	問題点
患者側	一定レベルに達した脱毛士による技術を受けられる。	なし
脱毛士側	全国的なレベルに達してから実務につくことができる。	試験が不愉快
	研修目標がより明確になる。	高等脱毛試験を受けるときに出張が必要
管理医師側	未熟な脱毛技術による患者さんとのトラブルが減る。	試験に伴う経費
	脱毛スピードの違いに対する、患者さんからのクレームが減る。	
	トレーニング中の脱毛士を脱毛実務につける時期の決定が容易。	
学会側	技術的により確かな高いレベルでの認定脱毛士を世に送り出せる。	実技試験会場の確保
	学会や認定脱毛士の社会的評価が高くなる。	試験官の出張業務
		モデルさがし

ブレンド脱毛講習を受講して

— 小林式絶縁針使用方式との違い —

伊藤美恵子

I はじめに

“病院でも脱毛を行っている”ということを私が知ったのは、医学脱毛の仕事を行うようになってからです。脱毛術を受けに来る方や、脱毛実技講習を受ける方から、「脱毛はエステティックサロンで行うものだと思っていた。」という声を聞くことがあります。現在脱毛術に携わる多くの方も同様であると思います。

“エステティックサロンの脱毛は熱傷の跡が残るらしい。”、“1本の毛に、6～10秒くらい通電するらしい。”などエステティックサロンで脱毛を受けた方から聞いた知識しかありませんでした。

そこで、エステティックサロンの脱毛方法を明確にするために、一昨年から昨年にかけて、オズインターナショナルの行うブレンド脱毛講習を受講しました。脱毛講習の内容、小林式絶縁針使用方式との違いを報告いたします。

II 各コースの受講経過

《初級コース》1992年12月1日～12月4日

- 1日目～2日目…講義、フェイスタオルを使用しニードルの挿入練習。
- 3日目…自分の腕、インストラクターの腕にニードルの挿入練習。
- 4日目…インストラクターの腕に初めて通電する。

《中級コース》1993年2月22日～2月24日

- 1日目…初級コースの復習。インストラクターの足、腋窩の脱毛。
- 2日目…インストラクターの腕の脱毛。被験者になり腕の脱毛を体験。
- 3日目…インストラクターの腕の脱毛。

《上級コース》1993年3月22日～3月24日

- 1日目～2日目…理論の復習、小テスト。

受講者が交代で被験者になり足と腕の脱毛。

- 3日目…筆記テスト(48問)、実技テスト。

III 小林式絶縁針使用方式との違い

	ブレンド脱毛講習	小林式絶縁針使用方式
1 消毒方法	米国カリフォルニア州の基準。	各病院の判断に任せる
2 ニードル挿入	両手によるニードルの挿入を原則とする。	利き手による挿入が中心。
3 ニードル挿入深度	皮膚表面がくぼんだ感じがしたらストップする。	絶縁部分が太くなり、皮膚の中に挿入される長さは一定。
4 脱毛を行う期間		
●1回目	ワックス脱毛し2週間後	剃毛し2～4週間後
●その後	1カ月に8～12回	3週間～1カ月に1回
	↓ (2カ月間)	↓ (6カ月～1年)
	〃 2～3回	3～6カ月に1回
	↓ (2～3カ月間)	(6カ月～1年)
	〃 1回 (1年)	

1 消毒に関すること

- 消毒はカリフォルニア州の管理基準をもとに教えていただきました。
 “毎朝、70%アルコールか他の消毒剤をすべての備品、器具にスプレーし使い捨てペーパーで拭き取る。(顧客が接触する全ての部分に於いて行う。例えば、ドアのノブ、ハンガー、電灯スイッチなど)”
 “脱毛直前に70%アルコールか他の消毒剤で、ニードルホルダー、脱毛器ダイヤル、備品を拭く。”
 “脱毛を行うときには必ずゴム手袋を両手につける。”
 “シーツや枕カバーは顧客一人ごとに取り換える。”

などです。現在、私達は講習の中で、使用したセッション、アイスパックは消毒するよう伝えており、詳細は各病院の判断にゆだねています。統一したのがあるということは見習う点です。すなわち、今後日本医学脱毛学会で消毒・滅菌に関する基準を明確にする必要があります。

2・3 ニードルの挿入に関すること

- 両手によるニードルの使用を原則とするため、初級コースの時から両手で挿入練習をしました。私は右利きですが、時々左手で脱毛を行なっています。脱毛部位により両手を使い分ける事で、より良い脱毛効果が期待できたり、脱毛後の術者の疲労感の軽減につながるなどの利点が大きいと感じています。
- ブレンド法では、毛穴をアルカリ液で充満させ毛を腐食させるため、ニードルの挿入深度は脱毛効果に大きく影響します。ニードルに目盛りがないため、挿入深度を毎回同じにすることは難しく1cm位ニードルが入ってしまうことがありました。皮膚表面がくぼんだ感覚がなかなかつかめず苦労しました。私達が行っている脱毛法でも、脱毛をはじめて行

う方に針を挿入するときの感覚をつかんでいただくのに四苦八苦いたします。現在使用している小林式絶縁針は、絶縁部分が太くなり皮膚の中に挿入される長さが一定である分安全性が高いと感じました。

4 脱毛を行う間隔

●ブレンド法では、ワックス脱毛をして1週間後に第1回目の脱毛を行うと効果的です。ただし、この場合のワックス脱毛とはプロが行うワックス脱毛とのことでした。成長期毛を脱毛する目的は同じですが、第1回目の脱毛前の手段が少し違います。脱毛術を受ける人にとって、どちらが良いのでしょうか。手軽に行えるという点で、私は剃毛を選ぶと思います。

●ブレンド法では、脱毛開始時期に頻回に通わなければならないことがわかります。1週間に2~3回、1時間位ずつ時間が作れる人には良いと思います。しかし、通う場所が遠方だと続けるのが難しくなります。

IV まとめ

受講中の講義のほとんどは医学的な内容でした。また、カウンセリングでは、“針を刺す。”、“組織を破壊する。”、“永久脱毛できる。”などと言ってはいけないという話を聞き、脱毛は医療の分野であることを再確認いたしました。しかし、現実を考えますと医療の現場での脱毛は知名度が低く、圧倒的にエステティックサロンでの知名度のほうが勝っています。宣伝ができない医療における脱毛が知名度を高めるためには、地道な努力が必要であると思います。

安全で確実な脱毛技術を提供できる脱毛士が多く誕生し、脱毛士のレベル、脱毛時の環境(プライバシーの確保)、衛生管理などを全国的に統一することが、現在の私達にできることのひとつであると考えます。私達は、日本医学脱毛学会の研究会などを利用して、自由に情報交換をし、脱毛術を受ける方にとって良いと思われる情報は、積極的に活用していく姿勢を持ち続けなければなりません。

日々の脱毛の効果や、工夫例、失敗例の報告を見ることや、聞くことにより、脱毛士の知識が豊富になっていきます。人格が円満で知識の豊富な脱毛士は、脱毛術を受けたい人に適切なアドバイスをすることができます。安全で確実な脱毛技術を持ち、適切なカウンセリングを行える脱毛士が充実している病院、診療所の経営は伸びて安定するでしょう。全国でこのような病院、診療所が増えることは、ゆっくりではありますが、医療における脱毛の知名度を高めることに直結していると考えます。

はじめに

編集委員長 玉田伸二

創刊号挨拶にも述べたように、本紙の基本編集方針は医学の三面性(サイエンス・アート・ハート)を重視しています。単に、技術的側面からの追求ばかりでは心の通ったケアは望めません。

今回特集として脱毛術を希望する患者さんの心理とそのサポートをとりあげました。

今回は河合皮膚科(大阪府)の広瀬先生、徳島皮フ科クリニック(徳島県)からは小泉先生、また福田皮膚科(愛知県)からは管理医師としての立場から福田先生、脱毛士としての立場から古池先生、1年以上にわたり旧脱毛協会から現在まで全国の多毛症患者さんからの悩みについて電話を受け取っている杉本さん、以上の5人から貴重なご投稿をいただきました。

日本医学脱毛学会雑誌に、別組織所属の杉本さんの文章が掲載されることは少々奇異ではあります。しかし、彼女のここ1年の経験から得たことは私たちにとって極めて示唆に富むと確信しています。

初回来院時の脱毛患者の気持ちとその援助

河合皮膚科医院 広瀬純子

キーワード

- テスト脱毛
- アンケート
- 治療
- プライマリー・ナーシング

1. はじめに

医学脱毛を知り、初めて来院される患者の思いは実に様々である。私達は、患者の抱える不安や悩み、疑問を、初回来院時であるテスト脱毛で、どれくらい理解し取り除くことができているだろうか。

以前当院では、テスト脱毛なしで本脱毛することが多く、また、説明は口頭で簡単なものだった。そのため、基本的な脱毛知識や脱毛料金について、繰り返し質問や苦情があった。患者が納得のいくまで説明がなされなかったため、脱毛回数を重ねても患者は満足を得られず、不信感を募らせていたのである。

そこで、来院時の患者の気持ちを考えると共に、テスト脱毛時の私達の役割、内容について検討した。

2. 初回来院時の患者の気持ち

- 本当に永久脱毛なのだろうか。
- 脱毛は身体に悪影響を及ぼさないか。
- 毛深くて恥しい。
- 自分は異常体質ではないか。
- 料金が高いので不安。
- どんな所でどの様に脱毛するのだろうか。
- 傷や跡が残らないか心配。

この他に、エステティックサロンへ通っていた方、自己処理で皮膚にトラブルのある方など、患者の気持ちは背景や体験によって様々で複雑である。

3. テスト脱毛時の役割

患者の気持ちを踏まえた上で、まず、患者の立場や背景を理解する。次に、患者が何を望み、何を不安や疑問に感じているかを知る。そして、患者自身が医学脱毛の知識を深め、これから一緒に脱毛治療していくという意識を持てるようサポートすることが大切だと思う。

4. テスト脱毛の実際とその結果

詳しく患者の背景をつかむために、アンケート用紙(資料1)を作成した。資料2はアンケート用紙をもとに、術者のチェック項目を書いたものであ

脱毛前アンケートにお答えください

姓 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 歳

住所 _____

〒 _____ 連絡先 _____

職業 _____

脱毛を知りましたか 1 雑誌 2 医師 3 美容院 4 美容師 5 親
6 美容雑誌 7 親 8 その他

来院には 1 来院に 2 話し 3 している

脱毛しようと思った動機は何ですか

希望脱毛部位 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
11 12 13 14 15

希望脱毛期間 1 大いなる、思いどきまで脱毛したい
2 美しい肌、自分自身を愛護したい
3 脱毛を脱毛したい
4 その他

希望の予約時間 1 早日の午前 (10時-12時) 2 早日の午後 (14時-17時)
3 早日の夕方 (17時-19時) 4 全曜日
5 その他

出張について 1 なるべく短時間で脱毛を終わらせたい
2 時間に余裕があるので、少しでもよい
3 一月の予算に応じて脱毛を希望
4 その他、希望があればお書きください

料金について 1 痛みが抑えられれば使用してもよい
2 797.5、497.5(税込)
3 継続は使用したくない

資料1

A テスト脱毛 年 月 日 患者 ()

部位	針	出力	経過時間	本数	痛み	効果
----	---	----	------	----	----	----

B 本脱毛前のチェック項目

● 希望部位

● 来院までの経過

○ 自己処理方法

● 脱毛機 (あり/なし) 脱毛機型 脱毛方法

● 治療費 治療回数 点滅回数 痛み

● その他 (性別・予約の希望など)

● 備考

● 写真

● 承認書

資料2

る。

次に、説明内容を統一し、患者に分かり易くするために、脱毛についての冊子を作成した。それには絶縁針永久脱毛法の特徴、原理、毛周期等について図や表を用いてまとめた。そして、部位別の症例を脱毛前と脱毛後の写真を使って紹介することにした。料金については、5分毎に割り出した料金表を用いて例をあげながら説明を行うことにした。

これらを上手に活用し、必要に応じては術者の体験談や雑談も交えながら1時間ほど話し合う。次第に患者の本当に知りたかったこと、本当に言いたかったことが見えてくる。そこで初めて「一度試されてみますか。」とテスト脱毛へすすめるのではないかな。

以上のように、説明する内容の枠組を決め、それに添って個別的なテスト脱毛を2年ほど前より実践している。その結果、患者からの苦情は減り、トラブルなく脱毛をすすめることができるようになった。そしてどのような治療を受け、今どのような状態にあるか患者自身が知ること、治療に対しての意識も高まっていると思う。

5. 考察

人は、他者と全く同じ気持ちになることはできない。それは実際に体験した人だけが知る思いである。しかし、私達医療従事者は、悩む人達の気持ちに近づこうと努力する。近づこうとするその気持ちこそが、良い信頼関係を生み良い脱毛へつながるのではないかな。「こんにちは」と挨拶を交わした瞬間から、コミュニケーションは始まっている。とすれば初回来院時の私達の役割は重要である。

もう一点、患者の要望で多いのが同一者による脱毛である。しかし、勤務状態、予約状況により可能でないこともある。そこで、プライマリ・ナーシングを取り入れてはどうか。術者は同一者とは限らないが、ひとりの患者に担当の脱毛士をひとり決める。担当になった脱毛士がリーダーシップをとり、来院から脱毛終了まで一貫して脱毛に携わっていく。それにより、密度の高いコミュニケーションが図れる。また、脱毛士はひとつの症例に取り組み、連続した流れの中で新しい視野が開けてくるのではないかな。

アンケートによるサポート

徳島皮膚科クリニック 小泉容子, 吉田幸子, 多田邦子, 玉田伸二

- 脱毛患者
- 心理的サポート
- アンケート葉書

● はじめに

永久脱毛術を目的で来院中の患者の心理的サポートを行なうため、本院でアンケートによるサポート体制を取っている。

● 方法

1994年1月より5カ月間、すべての脱毛患者—264名—に毎回脱毛後にアンケート葉書(図1)を手渡した。患者から生の声が聞こえるよう、無記名・郵送を原則とした。アンケート葉書は経済性から、切手を貼らずに着払のもの(図2)を印刷した。

● 結果

合計13名から返事を得た。そのうち、代表的なものを以下に記載する。また、それぞれの意見に対して、当院のとった対応・感想を付け加えた。

1. 以前『毛が太いので抜きやすい』と脱毛士さんが言っていたが、私にとってそれは悩んでいたことだったので大ショックでした。皮肉っぽく聞こえた。
対応：今後はより一層患者の立場に立って、言動を充分注意する。
2. 人によっておしゃべりの間、手が動いていないことがあり、時間ももったいないとすこし思った。
対応：脱毛士間のみのお話は避ける。会話中も手を休めないように気を配る。
3. 毎回親切にしてくださきとっても感謝しています。
対応：このようなアンケートが増えるよう、より一層の技術向上・精神面での向上に努力する。
4. 痛み・時間・料金少なければ少ない程うれしいです。
対応：氷冷却麻酔法・脱毛条件・皮膚の進展などより一層工夫する。また、他の麻酔法開発・より効率の良い脱毛法を心がける。
5. 営業時間が午後8時までになった(1993年12月より)のはとってもうれしい！
感想：管理医師の企業努力と常勤ナースのがんばりが認められうれしい。
6. 痛みについては本当に冷汗の出っぱなしで、つらかったです。もっと、あの痛みが減ればなあーと強く思います。
対応：麻酔テープ製剤の早期実用化を進める。
7. もう少しあとが残らなければいいと思う。赤いあとが何カ月か残るのが気になる。
対応：脱毛開始前の写真ですでに発赤があることを確認。
8. 剃ってこいと言われて剃っていったら、剃ると濃くなるから剃らない

本院ではより良い脱毛術を目指して、患者さんにアンケートをお願いしています。ご協力お願い致します。次の点でご不満ご質問はありませんか？
(複数選択可)

<input type="checkbox"/> 痛	さ
<input type="checkbox"/> 傷	痕
<input type="checkbox"/> スピード	さ
<input type="checkbox"/> 正確	さ
<input type="checkbox"/> 受付・会計	度
<input type="checkbox"/> 清潔	度
<input type="checkbox"/> 脱毛士の説明	
<input type="checkbox"/> その他	

以上の事について差し支えなければ具体的に教えてください。

図1

郵便はがき

〒771-0101

徳島市川内町加賀須野四一九一三

徳島皮膚科クリニック附属
徳島脱毛センター 行

料金を取人払
川内 局
13
差出有効期間
平成8年3月
1日まで
(印字を妨げない)
にご送付下さい。

図2

方が良いと言われ、剃らないで行くと今度から剃ってこいと言われてうすればいいのか？

対応：脱毛士間で意見を統一する。

9. 仕方がないでしようがなかなか減らない。結局高額につながる。

対応：腋窩・四肢と広範囲の脱毛中の患者さん。できるだけ、1ヶ所をやり上げてから次の部位にかかるようにと説明するよう心がける。

10. 受付でのみ名前を呼んでほしい。あまり、部屋内とか、部屋に案内していただく時とかは名前を呼んで欲しくない。

対応：より一層患者心理を理解するよう心がける。

●考案

当初予想していた以外の、思わぬ結果がえられた。人の感性はさまざまだと改めて痛感した。そして、何気ない医療従事者の言葉が患者心理に与える影響の重大性を再確認した。

医療従事者が技術的に確かなものを患者に提供するのは当然である。しかし、心理的なサポートを付け加えることでそのケアは完全なものとなる。なぜなら私達医療従事者は、機械をケアするのではなく、心をもった人間のケアを行なっているからである。

技術面では、脱毛前の写真・痛み対策の重要性を再確認した。大多数の患者の脱毛術に伴う痛みは、氷冷却麻酔で最小になる。しかし、一部に極めて痛みに対して敏感な患者が存在する。そのような患者にとっては局所麻酔すら不愉快である。麻酔剤含有テープ製剤の早期実用化が望まれる。

なお、本アンケートを開始時に一部の脱毛士から『個人的荒さがしをされているようで不愉快』という意見があった。しかし、アンケートの目的が個人のミスを含めるために行われるアンケートではなく、本院での脱毛術がより素晴らしいレベルに達するためのものであることは、アンケートが返って来るに従い明らかになってきた。

大部分のミスはシステム上必然的に生じたことであり、個人をいくら攻めても、また個人がいくら反省しても解決するものではない。ミスを生じるに至ったシステム上の欠陥を全員で考え、改善することが重要である。

●結論

脱毛患者の心理的サポートの一手段として、アンケート葉書は有効であり、直接意見を脱毛士に伝えられない気の弱い患者からも貴重な意見を得ることができた。

本アンケート結果は本院と本院所属の脱毛士にとって宝物であり、今後も継続していきたいと考えている。

脱毛を希望する患者に、何がしてあげられるか。

福田皮膚科 福田金壽

キーワード

- 脱毛
- 自費診療
- 経済学
- 脱毛施設

『なぜ人が脱毛を希望するのか?』この回答は、十人十色で様々な理由が挙げられると思います。しかし、理由の如何を問わず、今回は医師として脱毛の現場で

1. 何がしてあげられるのか?
2. 何をしなければいけないのか?

この2点に焦点を当てて私見を述べさせていただきます。

私の皮膚科クリニックと脱毛施設の関係は、1フロア-30坪程度の1階が皮膚科クリニックで、2階が脱毛施設の2階建て医院です。1階では保険診療、2階では自費診療と分けておこなっています。脱毛を始めたばかりの頃は、皮膚科診療時間の合間をみて脱毛をしていましたが、脱毛患者が多くなってくるとそのような形態では様々な矛盾点が出てきて、自費診療の脱毛を別の窓口に移さざるをえなくなりました。その理由は保険診療の患者が窓口で支払う金額と、自費診療の脱毛患者が窓口で支払う金額では雲泥の差があること。そして、脱毛患者は自分が脱毛していることを他人には知られたくない気持ちを持っておられることです。

そして、脱毛を実際に行う看護婦についても、以前は皮膚科診療の傍らで手先の器用な看護婦が脱毛をしているのが現実でしたが、現在は皮膚科の看護婦と脱毛の看護婦はそれぞれ独立した状態で勤務しています。その理由は、脱毛勤務の看護婦は脱毛のプロフェッショナルとして独自の教育を受け、一定以上の技術水準を維持している必要があると考えるからです。現実に脱毛技術の向上とともに、皮膚科診療の傍らで暇な時間に手の開いた看護婦が脱毛すれば良いという現実では無くなってきたと思われまます。その理由は昨今のエステティックサロンの中には、我々と同様の器械と絶縁針を使用して(医師法違反!）、料金的にも我々と同等か我々以下の料金を表示するサロンが出てきたからです。

少し視点を変えて、経済の原則論を考えてみましょう。(勿論経済の専門家ではありませんのでトンチンカンな話になるかも知れませんが)経済学では、生産者とその製品を供給する者と消費者の三者が良い三角関係にある時に、長期の発展が可能となります。これを脱毛に当てはめてみますと、生産者が医師で、製品の供給者が脱毛士で、消費者が患者という構造が見えてくるのではないのでしょうか。そうすると医師がしなければいけないことは、良い脱毛施設を作ることと良い脱毛士を育てることになります。この場合の良い脱毛施設とは、照明・ベット・イス等につい

て、脱毛士が長時間脱毛をしても疲れないような施設です。そして、良い脱毛士とは、看護婦として知識を備えそして脱毛士として特殊な技能と脱毛にたいする知識を兼ね備えた脱毛士だと考えます。そのように考え方をかえてみると、脱毛に対して医師が何が出来るのか。そして何をしなければいけないか。という問題の答えは明らかになってくるような気がします。そして、この場合良い製品の供給者たる教育訓練された脱毛士が脱毛と言う技術を供給することが、消費者たる患者を経由して医師にフィードバックされることとなります。

脱毛技術の発展、脱毛器械の進歩が予想される昨今、もうこれで良いということはありません。それらの進歩発展に乗り遅れないように、個々の患者のニーズに合わせていくことが益々必要となってくると考えます。

アンケート調査をもとに(問題点と対策)

福田皮膚科 古池明子, 大橋弘子

平成5年に日本医学脱毛協会が、1年間に協会に問い合わせがあった消費者を対象にアンケート調査を行いました。その結果興味ある事実が発見できました。それらを元に、脱毛士がどんな事に注意をして脱毛業務に専念すべきか考えてみました。

今回アンケートは総数2316通発送しました。そのうち回答が得られたのは711名でした。その中で実際に脱毛業務を行う上で考慮しなければならない痛みについては以下の結果を得られました。

●痛みについては、どうでしたか？

1. 思ったより痛くなかった。 50名
2. おもったより痛かった。 92名
3. 非常に痛かった。 29名

この結果から初めて脱毛を受ける患者は、痛みに対して過敏になっていることが想像できます。いたみの問題は個人差が多く一般論ではなかなかかたづけられない問題がありますが、このことは脱毛士が充分注意しておく必要があると思います。

●問題点

1. 痛みが患者さんの個人差によるものか。
2. 脱毛技術が低いために生じるものか。
3. どうしたら痛みを少なくすることが出来るか。

次に実際に脱毛を受けた患者169名中、97名が脱毛中何らかの不満・不安を感じていました。

●不安についての意見

1. 「本当にもう、生えてこないのか」
2. 「永久脱毛をした部分が将来、皮膚癌や乳癌にならないか」
3. 「脱毛後の色素沈着が心配」

●不満についての意見

1. 「針を購入することや料金についての説明が充分でない」
2. 「高いお金を支払っているのだから、時間短縮を心掛けて欲しい」
3. 「脱毛士同志のお喋りが気になる」

これらの意見をみてもみますと、脱毛士の技術の向上、のみならず精神的なケアも必要だと考えられます。

これらの不安・不満に対して、当クリニックではどんな事に注意して対応しているかのべたいと思います。

●不安についての対応

1. 「本当にもう生えてこないのか？」

永久脱毛をすることは充分可能ですが、但し本当に永久脱毛するのに

は長期間が必要なことを前もって充分説明しています。そして、最初の数回については毛の減り具合も微々たるものだが、その後は毛の減少も早くなることを付け加えて説明しています。

2. 「永久脱毛した部分に将来皮膚癌や乳癌などにならないか？」

今までに脱毛してきた中では、皮膚癌や乳癌などの報告はありませんので、心配はないです。と答えています。

3. 「脱毛後の色素沈着が心配なのです。」

この意見については、脱毛直後は紫外線にあたると、色素沈着を起こす恐れがありますので、脱毛された後は長ズボン、長スカート、長袖シャツ、ブラウスを着られることをすすめています。脱毛後の発赤腫脹が無くなってからも外出時は、サンスクリーンの使用をすすめています。

● 不満についての対応

1. 「針を購入することや料金についての説明が充分でない。」

テスト脱毛時に、初診料、採血料、脱毛針の料金、脱毛料金などの説明をしています。脱毛針については、針交換時に料金を負担していただくこと。又、脱毛部位が変わると針を交換しなければならない必要性がでてくることを説明しています。

2. 「高いお金を支払っているのだから、時間短縮を心掛けてほしい。」

脱毛士が脱毛している中で急いで脱毛することは、ヤケドをつくる危険性が出てくるため、1時間でできる脱毛量は下腿で600~700本、腕で500~600本、腋で300~400本ぐらい脱毛する事ができます。それが限度だと思っていただきたいと説明しています。

3. 「脱毛士同志のおしゃべりが気になる。」

この意見については、脱毛士同志での会話をさげ、患者さんを含んでの対話をするように心掛けています。

そこで、当院では不安や不満の意見を参考に永久脱毛について、脱毛の流れた料金、アフターケアについて書いた紙を作成し「今日から脱毛を始められる方へ」という文面で1枚の紙を患者さんに少しでも不安や不満に思っていることが解消されればと思い、初回脱毛時にお渡ししています。

アンケートの調査では、脱毛に対する不安や不満の意見は多数ありましたが、今回はその中で多くの患者さんが感じておられる不安や不満に対して、当院での対応について述べましたが、これだけが不安や不満の全てでは有りませんが、少しでもそれらが減るように努力を続けていく必要があると思います。

日本医学脱毛協会事務局アンケート結果

日本医学脱毛協会事務局 杉本園江

日本医学脱毛協会事務局に、平成5年3月より12月までに脱毛に関する電話の問い合わせが、2817件ありました。資料を発送した方は2270名です。この方々の中から日本医学脱毛協会の名称で郵送することを了承いただいた1316名の方にアンケートを実施しました。

●アンケートの目的

1. 問い合わせをいただいた中で実際に病院に通院した方のおおよその数を把握するため。
2. 病院で脱毛手術を受けた方の、率直な意見をだしていただくため。
3. 病院として反省する点・今後の課題を考えるため。

●アンケート

1316名のうち465名の方から回答をいただきました。(回収率 約35%)

1. 資料をご覧になってから病院にお問い合わせいただきましたか？

ア. はい	280
イ. いいえ	185

2. 1で、アとお答えになった方にお尋ねします。

実際に病院にかかられましたか？

ア. はい	169
イ. いいえ	106

3. 痛みについてはどうでしたか？

ア. 思ったより痛くなかった。	50
イ. 思ったより痛かった。	92
ウ. 非常に痛かった。	29

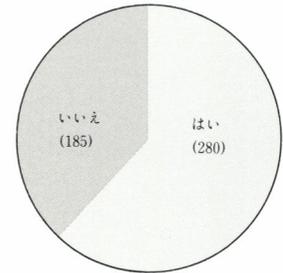
4. 加盟医院で永久脱毛をなさって、どのように思われましたか？

ア. よかった。	62
イ. この程度なら満足できる。	76
ウ. 不満だった。	22

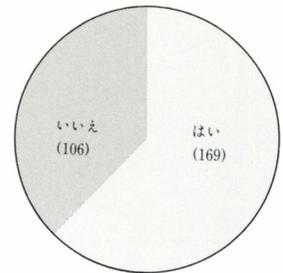
5. 最後まで永久脱毛を続けられましたか？

ア. はい	50
イ. いいえ	40
ウ. 継続中	75

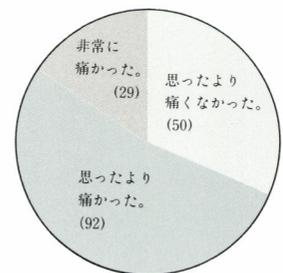
1
資料をご覧になってから病院にお問い合わせいただきましたか？



2
1で、アとお答えになった方にお尋ねします。実際に病院にかかられましたか？



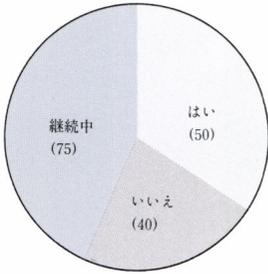
3
痛みについてはどうでしたか？



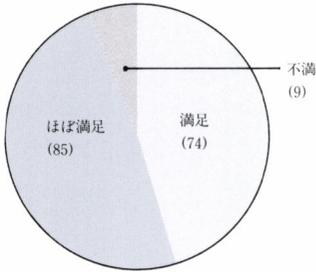
4
加盟医院で永久脱毛をなさって、どのように思われましたか？



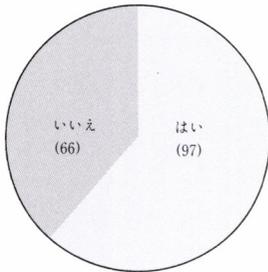
5
最後まで永久脱毛を続けられましたか？



6
実際に脱毛なさって医師・脱毛士の感じはいかがでしたか？



7
永久脱毛なさっていて、何か不安なことが感じられたことがありましたか？



6. 実際に脱毛なさって医師・脱毛士の感じはいかがでしたか？

ア. 満足	74
イ. ほぼ満足	85
ウ. 不満	9

7. 永久脱毛なさっていて、何か不安なことや感じられたことがありましたか？

ア. はい	97
イ. いいえ	66

●アンケートの分析

■1について

はいと答えられた方は465名中280名(約60%)が病院に問い合わせています。いいえと答えられた方は185名(約40%)でその理由は県内に加盟病院がないのであるという方が33%、時間ができたら是非問い合わせたいが18%、脱毛に対する不安の為に12%、お金の都合をつけてからが10%でした。185名のうち約90%以上の方がいずれ脱毛をしたいと考えているということでした。

■2・5について

病院に問い合わせ実際に通院した方は280名中169名(60%)で実際に病院にかからなかった方は111名(40%)でした。実際に通院した169名の中で最後まで脱毛を続けた方(継続中も含む)が125名(73%)で、脱毛を始めたが途中でやめてしまった方が40名(23%)でした。

■4・6について

加盟病院で脱毛をして80%以上の方が満足という回答です。医師・脱毛士についても90%以上の方がほぼ満足という回答です。病院なので安心してできる、医師・脱毛士の方が親切で信頼できる、などの理由です。

■7について

実際に脱毛した169名中97名(57%)の方が不安を感じています。

脱毛を始めなかったり途中でやめてしまった方の理由として、料金の面でまだ無理がある、プライバシーを守ってほしい。悩みを持って電話をしているのだから対応を考えてほしい、何の説明もなくエステと同じと感じた、針の購入・料金について説明不足であるなどがありました。今後患者さんに接する私達が心にとめておくことだと感じます。

徳島皮フ科クリニック 附属脱毛センター

〒771-01 徳島市川内町加賀須野419-3 TEL: 0886-65-7213

院長 玉田伸二, 婦長 吉田幸子

●はじめに

開業して6年目です。専門は皮膚科です。医療法では認められていませんが、気持ちの上では皮膚外科・皮膚病理科そして脱毛科だと思っています。

●脱毛術とのめぐりあい

さて、わたしが脱毛術に興味を持ったのは開業準備期間中のことでした。開業前の不安を解消するひとつとして、脱毛術を選びました。ある皮膚科学術雑誌に掲載されていた小林先生の論文を読み、すぐに小林先生に見学希望の手紙を書きました。数日後、小林先生に見学受諾のお返事をいただきました。見学中、浜松では脱毛術のことよりもむしろ開業後も研究・学会発表・論文作成と大活躍の小林先生の姿に感銘を受けました。そして、現在でも小林先生の生き方はわたしの理想です。

●脱毛術に力を入れ出した理由

開業後、思わず皮膚科が盛業で、脱毛術の方はわたしが気にいった患者さんだけを細々と行なっていました。しかし、途中で状況が変わりました。

徳島のような地方でもいわゆるエステ産業が盛んになってきました。その結果、本院に多数のエステでの違法脱毛術による皮膚トラブル患者さんが急増しました。はじめから医療機関で脱毛術ができることを知っていればと、何度となく患者さんから言われました。脱毛術を医療機関で行なうことは社会的見地から善であり、人助けだと痛感した訳です。

また、その直前に高橋逸夫先生(群馬県)のところを福田先生と見学に行きました。見学前はその業績から、タカハシクリニックの立地はすばらしいと予想していました。しかし、現実自分のところとそれほど変わらない場所にありました。見学の帰りに、もっと脱毛術を頑張ろうと福田先生と誓いあいました。

●地方都市での脱毛術

徳島市は人口30万弱の小都市です。また、その小都市の中でも辺縁部に位置し、周囲には建物よりも田園のほうが目立ちます。ただし、徳島では幹線道路のすぐ横にあり、まわりには大塚製薬などの大企業が多く、交通量は多いところです。都会のように公的交通機関を利用する患者さんはほとんどなく、自家用車で通院する方が大多数です。駐車場だけは充分(約280坪)に確保しました。

●クリニック内について

ビルは4階建(写真1)です。1階(約50坪)は一般皮膚科外来と皮膚病理部門です。2階が脱毛専用フロア(図1)です。患者さんのプライバシー確保と、医療法上の事柄で、入口・受付は別々です(写真2)。脱毛フロアの面積は約30坪です。待合室(写真3)は患者さんが気持ちを落ち着かすことができるように自分の趣味で買い

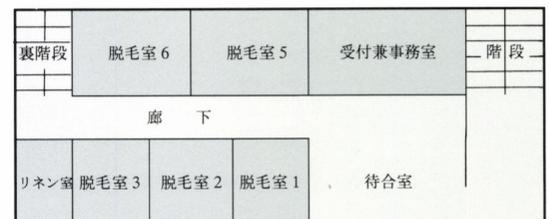
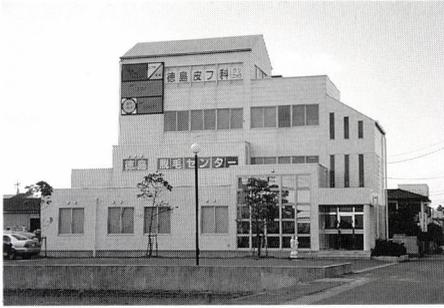


図1



1



2

1
4階建ビルの外観

2
患者さんのプライバシー確保と医療法上の事柄で別々になっている入口と受付

3
待合室

4
受付兼ナース事務室

5
柔らかい感じができるように曲線を生かしたアーチ状のカウンター

6
脱毛患者管理と料金計算用のデータベースが稼働



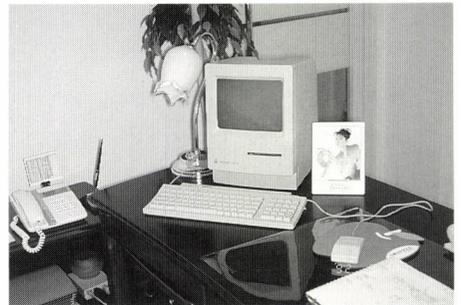
3



4



5



6

集めた家具と絵を置いてあります。受付兼ナース事務室(写真4)は柔らかい感じができるように曲線を生かしたアーチ状のカウンター(写真5)です。また、脱毛患者管理と料金計算はわたしの趣味のプログラミングで作ったデータベースが稼働しています*(写真6)。5つの脱毛室につながる廊下(写真7)には脱毛中足音が響かないようにジュータンを敷いてあります。脱毛室ではテスト脱毛患者さん説明用のスライド映写装置*(写真8)をおいています。絶縁針の確認には実体顕微鏡(写真9)を使用しています。

3階(約30坪)はアクネケア専用フロアです。4階(約20坪)は現在わたしの研究室兼休憩場所になっていますが、近い将来手狭になった皮膚病理部門が1階から移転する予定です。

現在脱毛部門では常勤4名・パート4名のナースが働いています。

●おわりに

一人の皮膚科医がすべての皮膚病患者さんを独占するべきではありません。自分の得意とする分野で重点的に働くことが患者さんのためにも、自分自身のためにもなると考えます。脱毛術を含む皮膚外科と皮膚病理がわたしの働くべき分野であると信じています。

もし、脱毛用コンピューターシステムや患者説明用スライドに興味のある方は本院の小西までご連絡ください。(FAX:0886-65-7211)。



7
5つの脱毛室につながる廊下



8
脱毛室で説明用のスライド映写装置

9
絶縁針の確認には実体顕微鏡を使用



9

会員の方より、当学会誌宛に以下のような質問をいただきました。そこで今月号より、会員の皆様からの質問にお答えする「Q&A」のページを設けることにしました。今後もお気軽に編集局まで質問をお寄せください。積極的に取り上げていくつもりです。

質問

医師免許を有するものは他の医業免許を有する者より、より高度な医学教育を受けてきた者である。故に、医師免許を有する者には、日本医学脱毛学会認定脱毛士資格取得時の研修時間、症例数などに関して、特別な配慮があつて然るべきと考える。以上の点に関して、担当理事のご意見をお伺いしたい。

●回答1 日本医学脱毛学会会長 若松信吾

脱毛の様に人体に針を刺す行為は医療に属するので、医学教育を受けた医師又は看護婦(士)以外の方がその業務に従事するべきではないというのが私たちの信念です。しかし医師も看護婦もその医学教育の過程で脱毛に関する教育や実技指導などを受ける機会は皆無です。ですから脱毛の業務を行おうとする人はだれかに脱毛の方法を教えてもらう必要があるわけです。

日本医学脱毛学会は現在の最高水準の技術を伝授する統一した教育トレーニングを行い、その終了者の技術の達成度を、独善性を排するために、複数の人達によりチェックしてもらい一定の水準に達した人を認定していくシステムを採用しています。もちろん医師は自分の責任で自分の信じる方法で脱毛を患者に施すことは法律的にもなんら問題はありません。しかし私たちの目指すところは、膨大な需要にこたえるために統一された優れた技術を有する脱毛士を養成し、いかに安全にきれいに脱毛を行い社会的な信頼を得ていくかということなのです。

私自身は日本美容医療協会の仕事も手伝わせていただいておりますが、美容外科がいま一つ社会的認知が得られない大きな理由の一つは、昨日まで麻酔科、内科などを専攻していたと称する医師が、美容外科医としての基礎となる形成外科や美容外科の専門トレーニング(全部で8年間)を受けることなく、今日にはもう駅前などで美容外科の権威と称して宣伝し開業している現実です。我々もこのような混乱だけは避けようで

はありませんか。

現在われわれが提供している技術が本当に最高であるかとの批判もあるかと思いますが、私たちは患者からのクレームを日本全国から集約し、技術の改善を研究検討する委員会も設置してこれにあたっております。

この認定制度は任意なもので先生がなさる脱毛治療を制限するものではありません。しかし私たちの医学脱毛は一つの新しい技術ですから医師免許保持者イコール技術の保有者ではないわけです。したがって医師への特別な配慮は必要が無いと信じております。

以上の様な趣旨をご理解いただき日本医学脱毛学会認定の脱毛士資格の取得を希望するならば、ぜひ所定のトレーニングをお受けになることをお勧めいたします。

●回答2 日本医学脱毛学会 脱毛士認定委員長 有賀昭俊

ご質問の会員の方は、多少考え違いをしているのではないかと思います。医師は看護婦等よりも当然医学的な知識は豊富です。医師は、脱毛士にならなくとも脱毛業務をして一向に構いません。自分で判断して治療できると思われるからです。脱毛士の資格は、このことと別と考えてほしいと思います。

脱毛士の資格とは、少なくとも「学会が一定の技術水準にあると認めた」と言うことです。技術水準とは、1)スピード、2)正確さ、3)トラブルを起こさない技術、4)万一トラブルの起きたときの迅速な対応などです。トラブルが起きたときには、当然その施設の医師が対応に当たらなくてはなりません。一方、1)~3)までは、あくまでも脱毛の技術(患者接遇を含めて)が問題視されるわけです。そこで医師であっても、実際に免除できる項目は、解剖、生理、などごく一部に限られると思いますが、今後の検討課題にさせていただきます。

蛇足になりますが、今の制度が最上と思って居ません。理事会などでも、始終検討し、近く新しい研修の制度、認定の方法などが提案されると思います。

脱毛士認定委員会 開催のお知らせ

認定委員長 有賀昭俊

日本医学脱毛学会が設立されてはじめての認定脱毛士認定委員会が開かれます。応募要領は以下の通りです。期日に遅れないように応募してください。

更新者、新規応募者共に

締め切りは、7月15日(当日消印有効)です。

今回からは、学会における認定になりました。今までは、内容の不備で不合格にならないように記載し直すように積極的に返戻していましたが、応募が多くなると、この手間が大変で、前回の審査のように、例えば100人の応募があると、1人5分かかるとして8時間以上の時間が事前審査にかかる計算になります。認定委員長の事前審査での返送は、書類の不備のみにとどめ、記載内容の不備は、審査委員会に任せることとします。応募の時には、会報や、応募用紙に記載されているきをまを良く読んで、単純ミスで不合格にならないようにしてください。また、勤務している施設の正式な名称が正しく記載されているかどうかをいちいち調べるのが困難です。例えば〇〇皮膚科か、〇〇皮膚科医院かきちんと書いてください。申請書に載った施設名で認定書を発行することになります。

今のところ学会になっても応募要領は変更がありません。申請用紙は、委員長から送料込みで¥1,000で購入してください。申請書が受理されてから、審査料は、事務局に払ってください。登録料は、合格の通知が届いてから、事務局に支払ってください。

特に、返信はがきの切手の貼付を忘れないことと、自分の宛名を正確に書いてください。宛名の記載のないはがきは届かないこともあると思ってください。そのまま投函します。応募者が多くなると、どうしても事務的に進めなければなりません。皆ボランティアで行っていますが、チェックポイントが多くなりすぎると、事務員を雇う必要になり、審査料を値上げしなくてはならなくなります。ご協力をお願いします。

なお、認定脱毛士制度は協会から学会に移行しても変わりありません。詳しくは本誌で掲載予定です。

●脱毛士認定委員会便り

第5回日本医学脱毛協会認定脱毛士認定委員会の報告

日時——平成6年1月15日(土) 午後6時

場所——新宿三井ビルきくみ

出席者——福田金壽、衣笠哲雄、小林敏男、玉田伸二、福嶋章浩、浅田一仁、野田宏子、有賀昭俊。

(構成委員9名中8名出席)

総評

認定脱毛士の更新は、47名の申し込みがあった。第1回の認定者が64名であるので、17名の脱落があった。

書類は、切手の貼付していない者が3名あった他は、おおむね良好であった。

1名が、2年間に研修会に1度も出席せず不合格となった他は、46名全員が合格となった。

認定脱毛士の資格取得審査希望者は、応募者52名であったが、2名が取り消しの要請があり取り消した。7名が不備で、12月31日までに充足して申請し直すように要請して代金受取人払いで返送した。不備の内容は、施術前の写真が申請者の就職前であった者、経過観察が6カ月に満たない者などであった。

返送した者のうち、2名が今回の申請を取り消し、実質審査は48名となり46名が合格した。2名の不合格者は、すべて返送し、再送付を依頼した者で、再送付された者の合格は、7名中3名であった。その3名中1名は、写真の日付と記載データの日付が不一致で、写真の日付を優先した。

不合格の理由は、1名は、今回の応募締め切りが、12月15日(消印有効)であるのに、12月24、25日の写真を貼付していた。もう1名は、1症例だけであるが、経過観察の期間が5カ月29日であった。2名とも気の毒であ

ったが、けじめを崩し始めると、際限がなくなるため、日本医学脱毛協会会報第7号7ページに書かれているごとく、6カ月後の同日を6カ月目とみて、1日不足でも不合格とした。

今回の申請を見ていると、写真の撮影方法の著しい進歩が見られ、見にくい写真が一掃されたため、審査の時間の著しい短縮となった。

返信の切手の貼付なしが8名、宛て名無しが1名は返送しなかったが、他に審査の阻害になる不備が見られなくなったのは、審査する側としては、うれしいことである。

今回の合格者の中に医師が3名含まれ、脱毛士の苦勞を身を持って味わい、脱毛の施術にあたっての問題点を同じレベルで討議できる医師が増えることは、本協会(1月16日に日本医学脱毛学会になった)の発展に大いに寄与すると期待される。

合格者は次の通り。

●更新者

中山 ゆかり	行徳形成外科
小林 純子	行徳形成外科
辻井 百合子	城北病院
小川 朝子	城北病院
堀井 まゆみ	城北病院
松木 美和	徳永美容外科クリニック
村田 徳子	徳永美容外科クリニック
白川 真由美	徳永美容外科クリニック
西山 信子	徳永美容外科クリニック
塚本 美奈子	徳永美容外科クリニック(熊本)
家田 美佐子	徳永美容外科クリニック(熊本)
佐藤 信子	徳永美容外科クリニック(熊本)
伊藤 美恵子	浜松ヒフ外科クリニック
塩谷 満寿美	浜松ヒフ外科クリニック
山田 五月	浜松ヒフ外科クリニック
高木 やよい	浜松ヒフ外科クリニック
鈴木 節子	浜松ヒフ外科クリニック
戸田 朱美	浜松ヒフ外科クリニック
村松 千代子	浜松ヒフ外科クリニック
菅原 洋子	浜松ヒフ外科クリニック
高橋 眞理子	浜松ヒフ外科クリニック
小笠原千代子	浜松ヒフ外科クリニック
豊田 ふじ代	浜松ヒフ外科クリニック
昨田 浩美	浜松ヒフ外科クリニック
中込 知香子	渋谷ビューティクリニック
大羽 みよこ(旧姓沼澤)	渋谷ビューティクリニック
松浦 利子	渋谷ビューティクリニック
深浦 久子	タカハシクリニック
太向 二三枝	加藤外科病院
平田 忠子	行徳クリニック
高橋 加代子	弓皮ふ科
岩崎 加代子	弓皮ふ科

小菅 久美子 烏山診療所
 鏡 いずみ 岩山整形外科クリニック
 深山 晴美 岩山整形外科クリニック
 深野 純子 ちば美容形成外科クリニック
 多湖 恵智子 田中皮膚科クリニック
 大橋 弘子 福田皮膚科
 鈴木 登代子 福田皮膚科
 杉本 久美 福田皮膚科
 吉江 定子 エザキクリニック
 名和 芳子 ちば美容形成外科クリニック
 松藤 哲子 松股医院形成美容外科
 村上 典子 松股医院形成美容外科
 伏川 亜利子 セブンベルクリニック
 山下 絹子 きぬがさクリニック
 松村 政子 当山形成外科
 吉田 サチコ 徳島皮フ科クリニック
 山本 ひとみ 徳島皮フ科クリニック

●認定脱毛士合格者

岡田 蘭美 日原皮フ科分院
 木下 由紀子 日原皮フ科分院
 丸山 久美 佐野クリニック
 石丸 千穂 佐野クリニック
 繁浦 由美子 佐野クリニック
 毛利 浩子 ごきそ皮フ科クリニック
 田中 照代 杉本美容外科
 岡田 真由美 杉本美容外科
 吉富 節子 正療皮フ科クリニック
 水谷 智子 皮フ科サンクリニック
 伊藤 恵美 皮フ科サンクリニック
 望月 喜久美 甲府クリニック
 鈴木 規夫 日原皮フ科分院
 筑後 美和 徳永美容形成外科クリニック
 本田 かおる 烏山診療所
 伊藤 裕美子 烏山診療所
 倉持 葉子 西山美容形成外科
 永吉利子 四本皮膚科クリニック
 坂上 由紀 佐野クリニック
 玉城 ツセ子 横浜ベイククリニック
 歌川 明美 横浜ベイククリニック
 安川 美春 福田皮膚科
 源馬 奈美 浜松ヒフ外科クリニック
 小木曾 重子 浜松ヒフ外科クリニック
 植村 久美 くにしげクリニック
 鎌倉 真紀子 くにしげクリニック
 永井 やえみ くにしげクリニック
 石川 修一 横浜ベイククリニック
 永井 美幸 弓皮フ科医院
 石井 睦美 河合皮膚科医院
 堀川 千洋 河合皮膚科医院
 井上 洋子 知立南皮フ科

和田 恭子 川口クリニック
林 みどり 川口クリニック
越中屋 美佳 川口クリニック
松井 いずみ 札幌スキンケアクリニック
川崎 敬子 札幌スキンケアクリニック
橋本 由香利 札幌形成外科病院
柳 沼 恵 札幌形成外科病院
川口 英昭 川口クリニック
渡部 淳子 横浜ベイククリニック
河原 留美子 河合皮膚科医院
柳橋 まゆみ 西山美容形成外科
山下 貴代 渋谷ビューティクリニック
福原 紀子 きぬがさクリニック
吉野 緑 きぬがさクリニック

認定指導施設の お知らせ

事務局長 野田宏子

将来の認定脱毛指導施設の在り方と認定脱毛士制度を睨んで実験的にひとまず烏山診療所、西山美容形成外科、浜松ヒフ外科クリニック、福田皮膚科および徳島皮フ科クリニックで、他医療機関の脱毛士を志す方々に脱毛講習を行うことが今年1月の総会で決まりました。

3月より、正会員宛にお配りしました実技講習の受け方にそった研修が各施設で開始致しました。

当初、事務局の連絡体制が出来ておりませんでしたので、多くの方にご迷惑をおかけするところとなりました。お詫び致すとともに来る5月の総会後ははっきりお答えし、また対応も早くできるよう努力致していく所存です。つきましては、事務局は局内に将来に備えるべく、講習管理部を作り会計を分けました。御協力をお願い申し上げます。

今年より認定脱毛士が準会員、また脱毛を志す方が候補会員として学会に参加していくこととなりましたことは、脱毛士資格を広く社会に認めさせていくこととなります。5月10日現在で正会員118名、準会員108名、候補会員48名です。まだ17名の認定脱毛士の方が、会員となっておられません。早く手続きをしていただきたいと思います。

正会員のうち30名の方が会費未納です。早急にお納めください。

魅力ある 認定脱毛士制度を

認定指導士 伊藤美恵子

「伊藤さん、『何の仕事をしているのですか。』と聞かれたらどう答えるのですか。」と脱毛の看護婦に聞かれました。私は、いつも「看護婦です」とはっきり答えています。なぜなら、看護婦であったからこそこの仕事に巡り会えたのですから。

私が脱毛を始めたころ、毛深いことを悩み結婚を諦めている30代後半の女性(Aさん)が通院していました。Aさんは、来院時いつもスカートではなくパンツをはいていました。先輩の看護婦の「Aさんがスカートをいつはいてくるか楽しみにしているのよ。」と言ったことは、それまで病院でパジャマ姿の患者しか知らなかった私にはとても印象深かったのです。先輩の看護婦は、Aさんがスカートで来院したとき、Aさんと共に「スカートがはけて本当によかったですね。」ととても喜んでいました。Aさんは、「これで晴れて結婚ができます。」と言ったそうです。そのとき私は、《ああ、これも看護なんだ。》と感じ、看護の広さと深さを実感しました。

毛があるほうが良いか、ないほうが良いかには様々な議論があります。しかし、近年の風潮として《毛はないほうが美しい》という意識が大半を占めているように思います。このような風潮に加えAさんのように悩みを抱えている場合、脱毛術は不可欠な医療となります。この思いは脱毛術を行うにつれ、私の中で確信となりました。

脱毛術には大別すると二つのケアがあります。

一つは、技術面のケアです。安心して脱毛術を受けていただくために、安全で確実な脱毛技術を提供しなければなりません。安全で確実な脱毛技術を身につけていただくために、日本医学脱毛学会では脱毛技術講習制度が設けられています。脱毛後色素沈着、瘢痕が残ったという話を時々耳にします。皮膚のトラブルを考えますと脱毛術は医療機関で行うべきでしょう。皮膚のトラブルへの対処が適確に行えないのならば、た

とえ医療機関といえども脱毛術を行う資格がないことは言うまでもありません。

二つめは、脱毛術を受ける方に適切なアドバイスができるという精神面のケアです。Aさんのように悩みを抱えている場合は、技術面のケアを行ったうえでさらに精神面でのケアを行う必要があります。初診のときは顔を上げることもなく会話も儘ならなかった方が、脱毛外来の回数を重ねるにつれ明るく晴れ晴れとした表情になっていくのを実感しております。

この二つのケア(技術面と精神面)のバランスを個々の症例に合わせて配分し、永久脱毛をしていくことが脱毛看護の職務です。1992年に認定脱毛士制度が発足し、現在認定脱毛士として活躍されている方が129名、認定脱毛士をめざして勉強されている方が数十名いらっしゃいます。その方々と接する機会が比較的多い私には最近心配事が生じています。認定脱毛士になっても身につけた技術を生かせない方がいることです。職場の人間関係がうまくいかず退職した、転居など個人的な理由で退職した、院内の事情で他の業務につかざるをえないなど理由は様々です。退職をした方々が円滑に職場を移動できる環境の必要性を感じています。

《受講費を個人負担してでも認定脱毛士の資格を取得したい。》という魅力ある資格にするためにはどうしたら良いかを考え始めています。いずれにせよ、医師と脱毛関係看護婦(士)の相互協力の上でなければ実現できないことであります。認定脱毛士が幅広く活躍できる場の提供を1日も早くと願う次第です。

Hair Surgery & Medicine

投稿規定

1. 原稿の種類と内容

Hair Surgery & Medicine(日本医学脱毛学会機関誌)は、下記論文を掲載する。

投稿原稿は、総説ないしそれに準ずる論文(依頼原稿)、原著、症例報告、治験論文とする。

内容は、原則として毛に関する外科的治療をあつかったものとする。

2. 投稿者の資格

投稿は、原則として、日本医学脱毛学会会員とする。ただし編集委員会の認めた場合はこの限りではない。なお、非学会員(共著者を含む)の投稿については受理しないことがある。

3. 原稿の受付と掲載

(1) 投稿規定に従っていない原稿は編集委員会において受理しないこともある。

(2) 受け付けた原稿の採否は編集委員会において決定する。掲載決定した原稿は原則として返却しない。

(3) 原則として原稿は論文として未発表のものに限る。本誌掲載後は他誌への転載を禁ずる。

(4) 投稿論文の原著、症例報告、治験報告は、1800字以内とする。依頼原稿については、3600字以内とする。図表はその中に含めるものとする。

写真は、原則としてモノクローム写真とする。投稿論文の原著、症例報告、および治験報告は6点以内、依頼原稿は12点以内とする。サイズはサービス版程度の紙焼きとする。写真は文字数に含まない。

(5) 投稿論文は、原則として刷り上がり2頁以内は無料とする。ただし、規定を越えた分については、実費を著者負担とする。また、図・表については写植が必要な場合は、著者負担とすることがある。

(6) 治験論文については、全て有料とする。

4. 校正

著者校正は、原則として1回のみとし、誤植、組版の誤りを直すに止め、内容の書きかえは許されない。

5. 書式

(1) 投稿に際しては、連絡用紙として、題名、著者名、連絡先(校正送付先)、勤務、所在地、電話番号、その他の連絡事項を明記した用紙を必ず添付すること。

(2) 原稿の送り先は Hair Surgery & Medicine 編集局宛とし、書留郵便で郵送すること。

〒771-01徳島市川内町加賀須野419-3

Hair Surgery & Medicine 編集局宛

(3) 投稿原稿(写真・図・表)は原本1部、コピー2部を提出することと

する。

(4) 原稿はワープロ原稿とする。

(5) 使用機種を明記してワープロフロッピーを添付することが望ましい。

(6) 外国人名、地名は原字で書くこと。

(7) 数字は算用数字を用い、数量の単位は下記による。cm、ml、mg、mg/dl、ng、%など。

(8) 原稿の第1項には、題名、著書名、所属施設名、日本語5ヶ以内のキーワードを記載すること。本文は第2頁より書き始める。

(9) 図、表、写真は、それぞれ別々に綴じ、順番を付し、本文への挿入箇所を原稿欄外に指定すること。写真は裏面に番号、上下の別を記載すること。特に、大きさ、並べ方に希望があれば明記すること。図、表、写真の説明は原則として英文で書き、同一頁にまとめる。本文中でも Figure、Table を用いる。

6. 引用文献

文献は重要なもののみにとどめ、本文中の引用箇所に順次番号をつけ、本文の末尾に一括して次のように記載する。

● 定刊誌の場合は

番号) 著者名(3名まで、以下は、他)：題名、雑誌名、巻：最初頁—最終頁、発行年(西暦)

〔例〕 1) 松永佳世子、大岩久美子、請井智香子、他1名：

黒皮症の臨床経過と病理組織学的所見、皮膚、27：875885、1985

2) Burns MK, Ellis CN, Duell E, et al: Intraleukin cyclosporine for psoriasis, Arch Dermatol, 128：786-790, 1992

● 単行本の場合は

番号) 著者名：題名、書名(編集者名)、引用巻、版数、発行所、発行地、発行年(西暦)、引用頁の順に記載する。

〔例〕 3) Stewart SE Virus studies in human leukemialymphoma, Proceedings of the International Conference on Leukemia-Lymphoma(Zarafonensis CJD Ed), Lea and Febiger, Philadelphia, 1968, 152-153

(1994年4月1日制定)

平成6年 日本医学脱毛学会役員

●会長 若松信吾

〒116 東京都荒川区西尾久2-1-10
東京女子医大附属第2病院形成外科
TEL:03-3810-1111/FAX:03-3810-1512
研究会開催委員長、治験委員長

●理事長 玉田伸二

〒771-01 徳島県徳島市川内町加賀須野419-3
徳島皮膚科クリニック
TEL:0886-65-7027/FAX:0886-65-7211
学会雑誌編集委員長

●理事 有賀昭俊

〒063 札幌市西区24軒2条4丁目
札幌形成外科
TEL:011-641-7511/FAX:011-643-3711
脱毛士認定委員長

●理事 石川修一

〒221 神奈川県横浜市中区三ツ沢上町2-18
ジ、アバンス201
横浜ペイクリニック
TEL:045-320-2491/FAX:045-320-1319
教育委員長

●理事 高橋逸夫

〒373 群馬県太田市飯田町593 キクヤビル2F
タカハシクリニック
TEL:0276-48-1416/FAX:0276-86-6070
会員会委員長

●理事 鈴木晴恵

〒603 京都府京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町99
城北病院形成外科
TEL:075-721-1612/FAX:075-701-7399

●監事 鈴木弓

〒370 群馬県高崎市片岡町1-13-21 神田ビル2F
弓皮膚科医院
TEL:0273-22-2013/FAX:0273-22-2014

●事務局 野田宏子

〒260 千葉県千葉市中央区新田町4-25
ちば美容、形成外科クリニック
TEL:043-247-5232/FAX:043-241-7114
指導施設委員長

編集後記

少々予定より遅くなりましたが、無事第2号を皆様のもとにお届けすることができました。

各方面より暖かいご援助を頂き誠にありがとうございます。この場をかりて厚く御礼申し上げます。なお、第1号に掲載しました口座名が間違っていました。下記のように訂正させていただきます。一部の先生方には大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

4月下旬に開催された日本皮膚科学会総会(福岡)に出席しました。数人の教授を含む多くの先生方から本紙に対してお誉めの言葉を頂きました。また、大学の若い先生方の脱毛術に対する認識が少しずつ改善している印象を強く持ちました。このジャーナルの出版を継続することにより、多くの医師の脱毛術に関する意識が高くなり、より広い分野から能力のある先生方に脱毛術の研究に加わっていただければ幸いです。

新たに、Q&Aのコーナーを設けました。過去の掲載記事に関して、H頃疑問に思っていることなどをどんどんとご投稿ください。また、特集のテーマについても、ご意見のある方は編集事務局までFAXを送ってください。

本ジャーナルは冷めたクールな意見よりもホットな議論の場を目指しています。皆様の積極的なご投稿をお待ちしています。

●郵便振替

口座番号：01670-2-42377

加入者名：ヘヤーサージャーリー アンド
メディスン

Hair Surgery & Medicine Vol.1 No.2

日本医学脱毛学会雑誌
The Journal of Japan Society of
Hair Surgery & Medicine

1994年6月1日発行

●編集・発行

日本医学脱毛学会雑誌編集局
徳島県徳島市川内町加賀須野419-3
Phone:0886-65-7027
Fax:0886-65-7211

●発行人

若松信吾

●編集人

玉田伸二

●Cover Design

Takaaki Bando Design, inc.

●定価

2000円(税込)

ISSN 1340-4555

安全かつ完全な脱毛を追求した 「エレクトロサージカルユニットTG-3000」

本装置は脱毛専用として開発されたユニットです。

従来の電気手術器の高周波出力とは大きく異なり低電圧高電流によるジュール熱により完全脱毛が実現可能になります。特に出力調整は微細に調整出来るよう設計されておりますので脱毛には最適です。

又、発振回路等はキャビネットから絶縁されておりフローティング方式になっておりますので安全性が向上し同時に一人の患者に2台以上の使用が出来ます。

絶縁針を使用し、年に3回施術を行なう事によりほぼ完全に脱毛されます。しかも皮膚表面に熱傷による瘢痕を残すこともありません。

★形成外科、皮膚科、美容外科領域で数多くの御利用をいただいております。



「電動式脱毛専用処置台TG-3030」



新開発の油圧昇降機構の採用により、動きのスムーズさ、耐久性に優れています。

サイドレールを装備していますので、上肢台等のアクセサリが容易に装着でき、処置が効率よく行えます。テーブルトップの足下スペースを充分に確保、術者は椅子に腰掛けた状態でより処置台に接近することができます。

株式会社 タグチ

〒112 東京都文京区千石1丁目29番12号
TEL03(3945)2365(代) FAX03(3943)9007